

2022-6-8ver.1.1

日本維新の会・寺井大地

日本維新の会の寺井大地でございます。

第7回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴を宜しくお願い申し上げます。また、市長はじめ理事者の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲み取り頂まして、明快でわかりやすい御答弁を宜しくお願い致します。

今回は3点

- ①「新たなモビリティを通じた脱炭素化の推進と経済活性化について」
- ②「ケースワーカーの業務負担軽減による被保護者の就労促進について」
- ③「新たな門出を迎える方への施策について」

それでは早速質問にうつります。

1問目は、新たなモビリティの普及を通じた脱炭素化の推進について質問をさせていただきます。

世界中で新たなモビリティの開発が進んでいます。早速ですが資料1をご覧ください。パーソナルモビリティとは、町中での近距離移動を想定した1~2人乗りの小型電動コンセプトカーなどを指す次世代自動車の概念です。歩行者と自動車やバイクといった従来の乗り物との中間的な位置付けですが、歩道や屋内での走行を想定された「より歩行者に近いもの」と、車道を走行する「より自動車・バイクに近いもの」があります。主に短距離移動の利便性向上を目的に開発され、自動車やバイクなど既存の移動手段よりも優れた環境性能とコンパクトな車体を持つものとなっています。

また、この尼崎市では、急激に進む少子高齢化において、誰ひとり取り残さないというSDGsの基本理念を体現すべく様々な取組を重ねてきています。2050年までには市民・事業者と地球温暖化の危機を正しく認識共有し、連携しながら二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けて本市ではEVを初めとしたエコカーなどにも力を入れ始めています。しかし、私は人口密度の高い自治体の観光施策として、そして高齢者や子育て世帯、障害者といった移動困難者の方々における一般的な公共交通機関では補えないちょっとした移動、ラストワンマイルを支える次世代のモビリティとして、その実証実験や実装に注目しています。

パーソナルモビリティは、車やバイクと比較しても優れた環境性能を持ち脱炭素化の目標達成に貢献するだけでなく、移動困難者の方々への福祉的な交通手段として、そして観光施策としても大きく期待されますが、本市ではこのパーソナルモビリティについてどの部署が担当なのか、よくわかりません。

Q2-1.ここで伺います。

脱炭素化を目指すこの尼崎市では、このような次世代のモビリティの検討はどの部署が担うのか教えてください。

次に、第2回定例会でも質問をさせて頂きました、パーソナルモビリティの1つ電動キックボードについてです。

森山副市長から「本市における電動キックボードの活用に関しましては、現在、国において電動キックボードを含む多様な交通主体の交通ルール等の在り方について検討が行われておりますことから、その動向を注視してまいりたいと考えております。」と答弁がありました。それから7ヶ月経ち、2022年4月20日に衆議院で電動キックボードなどの車両区分を新しく定める道路交通法が可決されました。これにより今までは原動機付き自転車として区分されていた電動キックボードが新区分である特定小型原動機付き自転車に入ることになります。今は原付と同じなので、免許とヘルメット着用義務等がありますが、この法改正により、16歳以上であれば免許は不要で、ヘルメット着用も努力義務になります。制限速度は20キロ以下、歩道と車道で速度モードを変更し視認できるようにするなど一定の制限もあり、高速モードと低速モードを見分ける識別点滅灯火の車体要件もまだ定まっておりませんが、今後レンタル、シェアリング、個人利用にかかわらず電動キックボードは必ず増加していきます。

様々な自治体の実証実験を進めている中で、私自身も、三田市役所へ訪問し、実証実験についてヒアリングをさせて頂きました。三田市の実証実験は、多様な移動手段を組み合わせた交通ネットワークの構築を目指しており、新しいモビリティサービスの活用の「可能性」を検証することが目的で実施されています。具体的には指定の走行ルートでの庁舎間移動への活用で実験し、市街地における近距離での移動サービスについて、安全性や快適性、ユースケース等について検証しています。参加した職員向けのアンケートでは、「ある程度の慣れが必要」、「意外とグラグラしていて不安定さがある」などの意見もあった一方で、自転車扱いになるならばおよそ9割程度が公用車として導入して欲しいと考え、およそ8割が市民向けサービスとして導入を検討してみたい、という非常に前向き結果でした。職員の方々ともお話しさせて頂いたところ、やはり道路の整備状況や、今後道路標識なども変更していく必要があるなど課題はあるが、民間と連携して進めていき、次は市民の皆様にも新たなモビリティを触れていただける機会を設け、理解醸成にも取り組むとのことでした。

(Q2-2)ここで伺います。

今後必ず増加していく個人利用の電動キックボードへの啓発や市独自の問題点の抽出のためにも、まず市として実証実験を検討していくべきだと思うがどうか。

現在、電動キックボードと電動自転車のシェアリングサービスを、関東、大阪、そして京都で事業展開されている事業者様と意見交換をさせて頂きました。シェアリングサービスとは、好きな場所で借りられて、好きな場所で返せるサービスの事です。その事業は街中を駅前化するインフラとして、大都市の狭いエリアに密度高くポートを設置し利便性を高め、アプリでの免許の登録や返却後の写真撮影を義務化するなどして、安心な利用に努めていらっしゃるとのことです。大阪での実施について伺っていると、やはり比較的東西に弱い交通を補完でき、ユーザーの利便性をあげることに役立っていたり、京都では観光地のオーバーツーリズムを解消する1つの手段にもなっていたりと、自治体によってそれぞれ効果を上げているとのことでした。

電動キックボードの普及は、脱炭素化を意識しながらも、自治体の考え方使い方ひとつで大きな効果を発揮していくと考えます。尼崎市では南部活性化の1つの手段、例えば周遊ルートを決めて南部の観光地を電動キックボードで快適に周遊するなどにも使えると思いますし、南北に弱い交通網を補完できるように周遊ルートを決め交通利便性を高めると言った使い方ができると考えます。

### Q2-3.ここで伺います。

脱炭素化への取り組み、または観光施策としてもこの電動キックボードは検討の余地があると考えるが、事業の中に取り入れるお考えはないか。

(2: ケースワーカーの業務負担軽減による被保護者の就労促進について)

次は、ケースワーカーの業務負担軽減による被保護者の就労促進についてお伺いします。

2018年度の厚生労働省の調査によると、生活保護を受ける人のうち65歳以上の高齢者の割合は約半数に達しています。そのうち約9割（月平均80万4873世帯）が一人暮らし世帯となっており、10年前の2008年度（46万8390世帯）に比べると1.7倍になっています。受給世帯の高齢者の割合が増えることで、生活支援や健康管理を手伝うケースワーカーの仕事も増加しています。

ケースワーカーは、面接や家庭訪問を通じて生活保護受給者からの幅広い相談に応じたり、必要な保護決定を行うなど、被保護者の自立を支援して頂いています。また、病気、障害、失業や家族問題等、多様で複雑な課題を抱えた方々に寄り添い、将来を見据え、自分の力で自立できる環境づくりを目指していただいております。

しかし、社会福祉法第16条では、被保護世帯数80世帯につきケースワーカー1人を標準とするとされていますが、本市ではケースワーカー一人あたり被保護世帯数は115世帯とケースワーカー一人あたりの負担が大きいものとなっています。

(Q1.1)そこでお伺いします。

不足しているケースワーカーの確保に市はどのように取り組んでいますか。今後の方向性と課題をお答えください。

生活保護の開廃理由の資料を出して頂きました。令和2年度は開始される方は1,302世帯、廃止は1,423世帯で、廃止の件数が多い結果でした。廃止の理由を見ると、亡くなられたことで廃止になったのが一番多く、622世帯で全体の44%、次に別の自治体に転出されている方が266世帯で19%、そして就労により収入が増えた方が190世帯で13%ということです。尼崎市における受給者は13,816世帯、17,854人（R1.7）です。

障害をお持ちの方、65歳以上の高齢の方々を考慮しなかった場合を考えても、なかなか就労促進が進んでいないようにも見えます。

そこでお伺いします。

(Q1.2)

被保護者の就労支援における課題をお聞かせください。

実際にケースワーカーの方や、ケースワーカーを支えるサービスを展開する事業者様からお話をお伺いしていると、被保護者の方々の生活相談、そして就労支援だけではなく、意図せず年金や保険料が振り込まれることなどによる過払いや、就労による不正受給等の調査、いわゆる銀行の紹介等に時間がかかるという話を聞いております。生活保護法第63条の返還金というものが、その決定理由は年金の遡及受給や収入申告遅延などによるものです。現状、過払いを未然に防止をすることは難しいと聞いています。

ただ、本市ではケースワーカーも基準より少なく、そういった返還金をはじめとした事務作業をいかに効率化して減らしていき、生活支援や就労支援により時間が割けるような取り組みを促進していくべきだと考えます。

(Q1-3)そこでお伺いします。

ケースワーカーの業務負担軽減の取り組みの実績と、今後どのような業務負担軽減の取り組みを考えているか、今後の展望を教えてください。

(Q3-1:新たな門出を迎える方への施策について)

最後に、新たな門出を迎える方への施策について質問します。

尼崎版総合戦略の6つの柱の1本である「シビックプライドの醸成」は私自身も非常に重要だと感じています。市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティ活性化、まちの魅力を再発見・創出し、発信していく。市長もよくおっしゃっている、尼崎に住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思う人を増やすためにはそれぞれ全てが重要な取り組みです。更にファミリー世帯の定住促進を目標をしている本市は、ファミリー世帯へのサービスを拡充に力を入れています。しかし今回は、そのファミリーになる一つ前、結婚されるカップルの皆様のシビックプライド醸成のご提案させて頂きたいと思います。

資料2をご覧ください。立川市の取り組みです。

立川市は、二人が夫妻になる瞬間をカタチにして残せる特別な婚姻届を作製し、販売しています。通常の婚姻届は、提出後に手元に控えが残りますが、立川市のプレミアム婚姻届は複写式となっているため手元に残り、書いたときの筆跡をその時の緊張感とともに残すことができます、また思い出の写真を飾れる台紙セットになっていて、写真立てや結婚式のウェルカムボードとしても利用できる、特別な婚姻届です。

更に、夫婦になった二人の思い出となるように、記念写真撮影コーナーも配置しています。婚姻届の世界観を拡充しており、時期に合わせた特別バージョンにもなるとのこと。

更に更に、プレミアム婚姻届で入籍された方へ、立川市内30店舗以上の個展が素敵な特典も用意していただいております、店それぞれのサービスを受けることができます。例えば、名前入りケーキを用意していただいたり、ワイン1本サービスなど、入籍された方々が訪れる地域とも連携しています。立川市の担当者によると、立川市で入籍された方は令和2年度1105組のうち、492件とほぼ半数の組はプレミアム婚姻届を使用されているとのこと、非常に好評だとお聞きします。

今の尼崎市では、入籍届もお世辞にも女性受けはしないデザインで、写真撮影の場所もない。私自身、入籍した際に写真撮影したのですが、飾り気のない白い壁とブラインドカーテンの前で撮影で、特に尼崎市で入籍してよかったと思えるようなものは一切ありませんでした。

尼崎市では毎年2,400組前後の方がご結婚されています。入籍という人生の一大イベントを市として祝福して、一生の思い出に残り、地域とも繋がり、尼崎市で結婚してよかったと思っただけることが、この尼崎市で子育てをして行こうと思っただけの一つの策になると考えますが、立川市の取り組みを尼崎市で横展開していくおつもりはないでしょうか。

以上で質問を終わります。